

認知症の人と家族が 安心して暮らせるまち・なごや

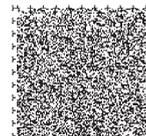
認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、
共生社会の構築を進め、認知症の人と家族をはじめ、
全ての市民が安心して暮らせるまち・なごやの実現を目指します！



名古屋市では、「**名古屋市認知症の人と家族が
安心して暮らせるまちづくり条例**」を制定しています。

令和2年(2020年)4月1日施行

令和7年(2025年)4月1日改正



名古屋市

♥ 条例のポイントと名

基本となる考え方(基本理念)

認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを推進するための基本となる考え方を定めています。(第3条)

- 認知症の人と家族を含む全ての市民が希望を持って暮らせる共生社会の構築を進めること。
- 認知症の人の生活上のバリアを取り除くとともに、意思を表明したり様々な活動に参加したりする機会を確保すること。
- 認知症の人と家族が、それぞれの状況に応じた支援を切れ目なく受けられること。
- 認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識のもと、名古屋市全体で認知症に関する取組を推進すること。

※「共生社会」とは、認知症の人と家族を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会

- 認知症になると何も分からなくなるわけではない。認知症になってもできることはたくさんある。
- 地域のみなさんにとって認知症が身近なものになると安心できる。

【認知症の人と家族の声】

認知症希望大使



名古屋市認知症相談
支援センター
Youtube「認知症に
なってから、ますます
自分らしく生きる」

責務・役割

行政の責務と市民や事業者、関係機関の役割を定め、お互いに協力しながら認知症に関する取組を進めます。(第4条～第7条)

【市の責務】

- 認知症に関する取組を総合的・計画的に推進します。
- 過重な負担にならない範囲で、合理的配慮を提供します。
- 常に認知症の人の立場に立ち、認知症の人と家族の意向の尊重に配慮します

【事業者の役割】

- 従業員が認知症に関する正しい知識と理解を深めるために必要な教育を実施するよう努めます。
- 過重な負担にならない範囲で、合理的配慮を提供します。
- 認知症の人と家族の悩み等に気付いた時は、適切な支援を行うよう努めます。

【市民の役割】

- 認知症についての正しい知識と理解を深めるとともに、日常生活において認知症の予防に努めます。
- 認知症の人と家族の悩み等に気付いた時は、適切な支援を行うよう努めます。

【関係機関の役割】

- 認知症の人が、状態に応じた適切な医療・介護を受けられるように努めます。
- 認知症に関する研究成果などの情報共有に努めます。



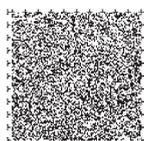
合理的配慮とは：認知症の人の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更や調整を行うこと

(例) ゆっくりと分かりやすく説明する
重要なことは紙に書いて渡す

認知症の日・認知症月間

9月21日は認知症の日、9月は認知症月間です！
市は、認知症の理解と関心を深める取り組みを実施します。(第7条の2)

中部電力MIRAITOWER オレンジライトアップ



古屋市の主な取り組み

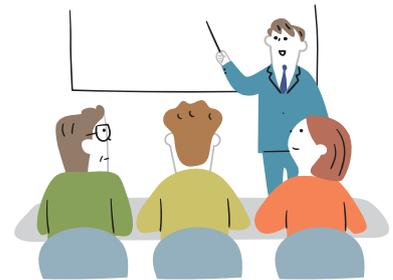
基本的施策

認知症施策推進計画

- 認知症の人と家族の意見を聴き、認知症に関する取り組みを推進するため、「名古屋市認知症施策推進計画」を策定します。

市民の理解の促進と認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- 幅広い世代の市民や事業者に対し、認知症サポーターの養成を進めます。
- 市職員や事業者が合理的配慮を的確に行うために必要な施策を実施します。
- 認知症の人が自立した生活を営むことができるよう、必要な施策を実施します。



認知症サポーターの養成と活動支援

地域で認知症の人と家族を温かく見守る認知症サポーターを養成しています。

各いきいき支援センターで意欲のある方の認知症サポーターの活動の支援(チームオレンジ)も行っております。



認知症サポーターの証
オレンジリング

認知症・軽度の認知機能の障害の予防、早期発見の推進

- 認知症やMCIの予防の取り組みを普及します。
 - 認知症やMCIの早期発見、早期対応を推進します。
- ※「MCI(軽度認知障害)」とは、認知症の一步手前の状態。
適切な予防をすることで健常な状態に戻る可能性があります。



認知症・フレイルの予防

各区福祉会館で行っている認知症予防教室をはじめ、様々な認知症・フレイルの予防の取り組みを行っております。詳細はホームページをご覧ください。

予防の取り組み



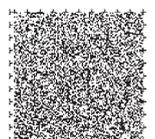
もの忘れ検診

対象者	65歳以上の認知症と診断されていない市民
実施場所	市内の協力医療機関
費用	年度に1回 無料
検診内容	問診による認知機能検査 ※ 認知症の診断を行うものではありません。

検診の結果に応じて、精密検査の受診をご案内します。

精密検査にかかった費用は、後日、市に申請することで助成を受けることができます。

協力医療機関



地域における相談支援の充実

- いきいき支援センターなどで相談支援を実施します。
- 認知症の人同士、家族同士のピアサポートの取り組みを進めます。
- 若年性認知症の人と家族への支援を進めます。

※「ピアサポート」とは、同じ症状や悩みを持ち、同じような立場の人同士の相互支援のこと。



いきいき支援センター

「認知症総合相談窓口」として、認知症に関する様々な相談に対応しています。



家族教室・家族サロン

- いきいき支援センターにおいて、認知症の人を介護している家族を対象に、認知症に関する講話を行う家族教室や介護の悩みなどを話し合う家族サロンを実施しています。
- 認知症の人と家族の会において、認知症の人を介護している家族の交流の場である家族交流会や知識の取得・仲間づくりを目的とした家族支援プログラムを実施しています。



家族支援



なごや認知症カフェ

認知症の人や家族、地域住民等、誰もが気軽に集い、仲間づくりや情報交換をする場所です。



カフェー覧



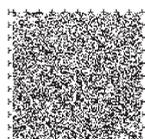
若年性認知症の人への支援

- 若年性認知症に関する相談支援を行うコーディネーターを認知症相談支援センターに配置しています。
- 認知症相談支援センターにおいて、若年性認知症本人・家族の交流の場である「あゆみの会」を運営しています。

医療・介護提供体制の充実

- 病院の受診や介護サービスの利用ができていない場合など、いきいき支援センターに配置されている認知症初期集中支援チームが必要に応じて支援を行います。

- 認知症疾患医療センターにおいて、専門医療相談や鑑別診断などを受けることができます。
- その他、医療・介護従事者の対応力の向上を図る等、必要な施策を実施します。



認知症
疾患医療センター



事故の防止と救済

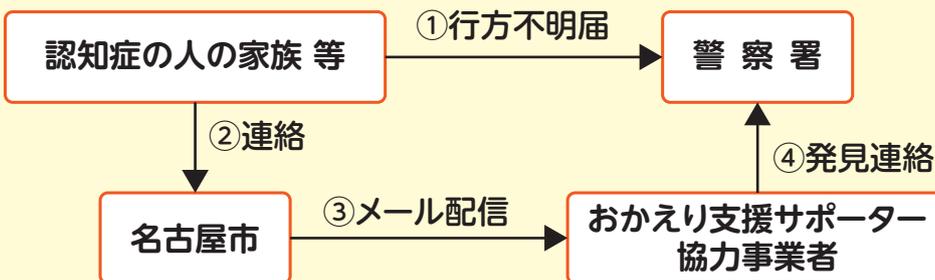
- 行方不明になった認知症の人を早期に発見するための取り組みを実施します。
- 認知症の人による事故の損害を補償する制度を実施します。



はいかい高齢者おかえり支援事業・捜索システム事業

はいかい高齢者おかえり支援事業は、地域の人々の協力を得て、行方不明となった方を早期に発見する取り組みです。また、行方不明者を捜索するためのGPS機器の利用に係る一部経費を助成するはいかい高齢者捜索システム事業もあります。

おかえり支援事業のイメージ



おかえり支援
サポーター募集中!



こちらから空メールを
送信してください。

なごや認知症の人おでかけあんしん保険

認知症の人が日常生活で起こしたときに備える賠償補償制度です。対象は認知症の診断を受けている名古屋市民の方で、無料で加入できます。

おでかけ保険



認知症の人の意思決定の支援、権利利益の保護

- 認知症の人の判断能力に配慮した意思決定支援が適切に行われるよう取り組みを進めます。
- 成年後見制度の利用を促進します。

※「成年後見制度」とは、認知症などにより判断能力が不十分な人によって、家庭裁判所から選任された援助者(成年後見人等)が、財産管理や日常生活での様々な契約等を行うことで権利を守り生活を支援する制度です。



意思決定支援

- 認知症の人の意思決定が適切に行われるよう周知啓発などを行っています。

決められないから
代わりに決めてあげる
から

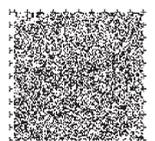
本人の意思に基づいて
「本人が決める」ことの支援へ

【場面】

- 食べるものや着るものを選ぶ
- 行きたい場所に出かける
- 利用するサービスを選ぶ

権利利益の保護

- 成年後見制度の利用促進や権利擁護センターの運営を行っています。



相 談 窓 口

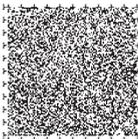
♥ 認知症に関する相談窓口

	電 話 番 号	開 設 日 時
いきいき支援センター センターの一覧 	お住いの学区によって管轄センターが異なります。ウェブサイトよりご確認いただくか、高齢福祉課(電話052-972-2549)までお問い合わせください。	午前9時から午後5時まで
名古屋市認知症コールセンター	052-734-7089	月・水・木・金：午前10時から午後4時まで 火：午後2時から午後8時まで
名古屋市認知症相談支援センター (若年性認知症相談窓口)	052-734-7079	午前9時から午後5時まで

♥ 認知症の専門医療機関(名古屋市認知症疾患医療センター)

	電 話 番 号	住 所
名鉄病院	052-551-2802	西区栄生2丁目26番11号
偕行会城西病院	052-485-3737	中村区北畑町4丁目1番地
まつかげシニアホスピタル	052-352-4165	中川区打出2丁目347番地
あいせい紀年病院	052-821-7703	南区曾池町4丁目28番地
もりやま総合心療病院	052-795-3560	守山区町北11番50号
藤が丘さくらなみきクリニック	052-769-1511	名東区藤見が丘25-2 藤が丘メディカルステーション2階
八事病院	052-832-2181	天白区塩釜口1丁目403番地

♥ 権利利益に関すること

	電 話 番 号	開 設 日 時
名古屋市障害者・高齢者 権利擁護センター センターの一覧 	お住いの区によって管轄センターが異なります。ウェブサイトよりご確認いただくか、高齢福祉課(電話052-972-2549)までお問い合わせください。	平日9時から17時まで
 名古屋市成年後見 あんしんセンター	052-856-3939	平日9時から17時まで